

# 認可外保育施設通園児補助金申請の手引き

## <補助金額について>

保護者が負担した保育料月額 $\frac{2}{3}$ の額です。保育料月額には入学金やおやつ代も含まれます。ただし以下の金額が上限となります。(100円未満は切り捨て)

3歳以上児…9,000円      3歳未満児…22,000円

児童の年齢算定については通園開始した月の初日の年齢とします。前年から継続して通園している場合はその年度初日の年齢となり、また、年度の途中で3歳になった場合は通園する保育施設の保育料年齢区分によるものとします。なお、通園する保育施設の3歳以上児の保育料が3歳未満児と同額であっても学齢で3歳以上のお子様は、3歳以上の補助額となります。

## <申請時期>

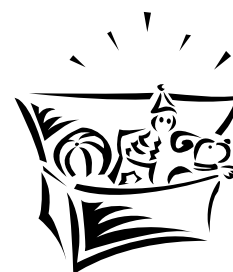
申請は四半期に一度となります。期をまたがった申請の場合(例:6月と7月分の申請)は、それぞれ期を分けて申請書類をご提出ください。1期～3期分の申請について、何らかの理由により下記のとおり申請できなかった場合でも、年度内に限り交付申請が可能です。

第1期(4月～6月)⇒7月申請

第2期(7月～9月)⇒10月申請

第3期(10月～12月)⇒1月申請

第4期(1月～3月)⇒4月10日申請締め切り



※会計処理の関係上、第4期の申請締切り後に交付申請をされた場合には、補助金は交付されません。第4期の申請締切りは期間が短いため充分ご注意ください。

## <申請方法>

上記提出書類を揃え、別紙「補助金Q&A」についているチェックリストで確認し、直接市役所3階保育課窓口へお持ちください。なお、郵送での提出も可能です。

※出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センターでは申請できませんのでご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市 子育て支援部 保育課

047-436-2327

## <提出書類について>

\* 全ての方が必要となる書類

### ① 認可外保育施設通園児補助金交付申請書

児童の世帯員については住民票の同別に限らず同居している場合はご家族全員をご記入ください。

### ② 通園証明書兼領収証明書

認可外保育施設にて記入していただく書類です。

### ③ 交付要件(父・母・同居する65歳未満の祖父母等の状況) 確認のための資料

- 就労の場合…就労証明書(勤務先に記入していただく書類です)
- 疾病、介護、看護の場合…主治医の意見書又は医師による診断書  
※主治医の意見書は保育課に置いてあります。
- 学生の場合…在学証明書及びカリキュラム(時間割等)
- 出産の場合…出産日を証明するもの(母子手帳の写し等)

### ④ 認可外保育施設通園児補助金請求書

\* 該当する場合のみ必要となる書類

### ⑤ 相手方登録申請書…補助金を振り込むために必要な書類です。

一度登録をすると変更がない限り次回以降は不要です。

- 初めて申請をする場合
- 住所、氏名に変更がある場合
- 振り込み金融機関、口座を変更したい場合  
(口座名義人の変更、金融機関及びその支店の統廃合があった場合も必要です。)

### ⑥ 委任状

申請者名と振り込み指定の口座名義人が異なる場合、申請の都度に必要となります。

(夫婦や同居の親族であっても必要となります。その際は委任者と受任者は別の印鑑を使用してください。)

### ⑦ 通園日数が少ない理由を示すもの

園の登園簿かタイムカードの控えと病院の領収書等

### ⑧ 自営業の専従者の就労の実態を確認できる書類

確定申告書の控えや給与明細書等

## <記入上の注意>

- 記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。
- 訂正がある場合は、2重線で消し、その線に重なるように訂正印を押してください。訂正印は、申請書・請求書に使用した印鑑と同一のものをご使用ください。
- **金額**の記入については訂正印も不可とします。
- 申請書、請求書には相手方登録申請書に使用した印鑑と同一のものをご使用ください。また、住所記入についても相手方登録と全て同じ内容を記入してください。(マンション名等を記入するかしないかについてはご注意ください)
- 黒インクのボールペンを使用してください。(消えるボールペンの使用は不可とします)
- 提出書類の内容に不正が認められた場合には、補助金は交付いたしません。

※補助金は申請を頂いてから概ね2か月前後で交付されます。なお、不足書類がある方は2か月以上かかる場合がございます。

認可外保育施設通園児補助金は・・・理由があつてお子様を預けている期間（1ヶ月単位）のみ交付されます。その理由を証明する書類が必要になります。

<補助金の対象となる方>

船橋市に在住し、かつ住民票又は外国人登録がありますか？

いいえ

通園児補助金の補助対象となりません。  
なお、船橋市外にお住まいの方は住民票のある自治体で同様の制度がある可能性がございますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。

はい

補助金の対象となる保育施設に月15日以上通っていますか？

**(月15日以上原則として月極め契約の方が対象です)**

<対象保育施設について>→以下の要件を施設の方に確認してください。  
法人立・個人立を問わず、児童福祉法第59条の2第1項の規定による設置届出対象施設で以下の施設は除きます。

- ① 業や病院でその従業員の乳幼児を対象とする施設（事業所内施設）
- ② 店舗において顧客の乳幼児を対象とした一時預かり施設
- ③ 一定の期間のみ臨時に設置された施設
- ④ 親族間の預かり合い
- ⑤ 乳幼児の定員が5人以下の施設

※市外の施設に通園している場合は、その施設のパフレットと料金表を添付してください。

はい

申請対象児童の他に小学校就学前の兄弟姉妹はいますか？

いいえ

保護者の要件確認

いいえ

保護者のいずれかが次の①～⑤のいずれかの要件に該当する。  
そして、この要件により、お子様を保育できない状況が原則として午前7時から午後6時までの間で1日3時間以上かつ1ヶ月のうち15日以上ある。  
(65歳未満の祖父母等が同居している場合は、祖父母等にも同様の要件が必要です。)  
このことをご提出いただいた資料で確認します。

はい

その兄弟姉妹の保育について次の①～③のいずれかに該当しますか？

- ① 認可外保育施設を利用し、補助金の申請をしている。
- ② 認可の保育園又は幼稚園に通っている・・・申請書の勤務地名称の欄に在園している保育園や幼稚園の名称をご記入ください。
- ③ 職場に連れて行っている・・・保育証明（事業所記入）をご提出ください。

いいえ

保育課にお問い合わせください。  
保育状況を伺ってから判断します。

はい

保護者の要件確認

① 就労

1日3時間かつ月15日以上就労している場合が対象です。  
常勤の方は年度の最初の申請時に、その他の勤務形態の方は年度最初の申請時と第3期の申請時に就労証明書の原本をご提出ください。  
自営業の専従者や内職の方は実態を確認できる書類が必要です。(自営業の専従者は確定申告書の控の写や給与明細、内職は受注書や領収書の写)  
※会社都合での退職の方の求職活動については、ご相談ください。

② 出産

出産月をはさみ前2ヶ月後2ヶ月が対象です。(多胎妊娠の場合は出産月をはさみ前4ヶ月、後2ヶ月が対象)  
母子手帳のコピー等、出産日の確認できる書類をご提出ください。

③ 介護・看護  
疾病

入院で完全介護の場合は対象外です。  
主治医の意見書や医師による診断書をご提出ください。

④ 通学

自宅学習や通信教育やカルチャーセンター、自動車学校は除きます。  
在学証明書及びカリキュラム（時間割等）をご提出ください。

⑤ 育児休暇

事業所から就労証明書に育児休暇期間を証明してもらってください。  
育児休暇対象のお子様の育児に専念するために、上のお子様を認可外保育施設に通園させている場合が対象です。  
育児休暇対象のお子様の1歳の誕生日を含む年度の末日まで対象です。

# ～補助金Q & A～ こんな場合はどうしたらいいの？

**Q1: 派遣職員として働いていますが、就労証明書は派遣先と派遣元とどちらで書いてもらえばいいですか？**

A1: 原則的には派遣元で記入して頂いてください。理由は、1つの派遣元から2ヶ所以上の派遣先に派遣されて就労している場合、1つの派遣先ではその方の就労状況全体について証明することができないからです。ただし、派遣元で記入すると時間がかかってしまう、派遣先で記入しても内容に問題がない、等の理由がある場合は派遣先で記入していただいても構いません。

**Q2: 兄弟2人分の補助金の申請をしたいのですが、就労証明書は父母それぞれ2枚ずつ必要ですか？**

A2: 兄弟での申請の場合は、保護者の要件確認資料は1枚ずつで結構です。

**Q3: 子どもの病気で通園日数が15日に満たないのですが、申請はできますか？**

A3: 欠席して病院に通院していたのであれば、領収書と園の登園簿かタイムカードのコピーの添付により通園日数に含むことができます。ただし、通園した日数があまりにも少ない場合は、その月は補助金の交付の対象とならないこともあります。

**Q4: 一度相手方登録申請書を提出すると、次回からはもう提出の必要はないですか？**

A4: 登録していただいた内容に変更がなければ結構です。ただし、引っ越しや離婚等により内容に変更がある場合は、再度提出が必要になります。

## 船橋市 第3期(10～12月) 提出書類チェックリスト

申請者名	保育園名	チェック
全ての方々にご提出いただくもの		
①認可外保育施設通園児補助金交付申請書		
②通園証明兼領収確認証明書		
③就労証明書(父・母分)・医師の診断書・在学証明書等		
④認可外保育施設通園児補助金請求書		
該当する方にご提出いただくもの		
⑤相手方登録申請書(振込口座指定のためのもの)		
⑥委任状(申請者名と口座名義人が異なる場合)		
⑦通園日数が少ない理由を示すもの(病院の領収書等と登園簿)		
⑧自営業者の就労の実態を確認できる書類(確定申告書や給与明細等)		

※不足書類がある場合、受け付けることができません。

## 船橋市 第4期(1～3月) 提出書類チェックリスト

申請者名	保育園名	チェック
全ての方々にご提出いただくもの		
①認可外保育施設通園児補助金交付申請書		
②通園証明兼領収確認証明書		
③就労証明書(父・母分)・医師の診断書・在学証明書等		
④認可外保育施設通園児補助金請求書		
該当する方にご提出いただくもの		
⑤相手方登録申請書(振込口座指定のためのもの)		
⑥委任状(申請者名と口座名義人が異なる場合)		
⑦通園日数が少ない理由を示すもの(病院の領収書等と登園簿)		
⑧自営業者の就労の実態を確認できる書類(確定申告書や給与明細等)		

※不足書類がある場合、受け付けることができません。

※第4期申請の締切りは4月10日(郵送の場合は必着)です。

## 船橋市 第1期(4～6月) 提出書類チェックリスト

申請者名	保育園名	チェック
全ての方々にご提出いただくもの		
①認可外保育施設通園児補助金交付申請書		
②通園証明兼領収確認証明書		
③就労証明書(父・母分)・医師の診断書・在学証明書等		
④認可外保育施設通園児補助金請求書		
該当する方にご提出いただくもの		
⑤相手方登録申請書(振込口座指定のためのもの)		
⑥委任状(申請者名と口座名義人が異なる場合)		
⑦通園日数が少ない理由を示すもの(病院の領収書等と登園簿)		
⑧自営業者の就労の実態を確認できる書類(確定申告書や給与明細等)		

※不足書類がある場合、受け付けることができません。

## 船橋市 第2期(7～9月) 提出書類チェックリスト

申請者名	保育園名	チェック
全ての方々にご提出いただくもの		
①認可外保育施設通園児補助金交付申請書		
②通園証明兼領収確認証明書		
③就労証明書(父・母分)・医師の診断書・在学証明書等		
④認可外保育施設通園児補助金請求書		
該当する方にご提出いただくもの		
⑤相手方登録申請書(振込口座指定のためのもの)		
⑥委任状(申請者名と口座名義人が異なる場合)		
⑦通園日数が少ない理由を示すもの(病院の領収書等と登園簿)		
⑧自営業者の就労の実態を確認できる書類(確定申告書や給与明細等)		

※不足書類がある場合、受け付けることができません。